国交省HOME > 住宅・建築 > 住宅・建築物の安全・安心 > 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 > 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度 住宅・建築分野

温熱環境実験室 ホーム ＞ 温熱環境調査 ＞ 温熱環境調査 ＞ 温熱環境調査

推奨法であり、この基準に適合していることでその住宅の省エネ性能がある一定以上であることが担保され、住宅の付加価値があがったり、融資や補助の対象となるものです。日本としてはこれまでにないきびしい基準を作ったわけですが、欧米諸国からは、基準が欧米の最低レベルでしかないこと、しかも、これがそもそも強制力をもつものでないことで「まだまだ不十分」との批判を受けたようです。

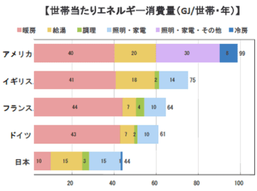

そもそも日本のエネルギー消費量も、暖房が占める割合も低いのだが、住宅の断熱基準は「欧米並」にグレードアップしていく一方？！　出典：国土交通省 住宅・建築物に関わる省エネルギー基準の見直しについて(案)

そして平成21年の省エネ法の改正では、年間150戸以上の建売を販売する事業主には上の図に示したような「事業主の判断基準」を満たす義務が生じるようになり、断熱性能、空調設備、給湯設備などの設備機器の仕様と性能から一次エネルギー消費量を計算し、基準値を満たすことが求められるようになりました。個人が建築主となって建てる注文住宅については、まだ強制力をもった基準はありませんが、平成25年10月に予定されている再改正では、「建築主等の判断基準」として「事業主の判断基準」と同様の基準が推奨されるようになるという予想もあります。

前ページで述べたように、省エネ法の網を産業・運輸部門だけでなく、民生部門（住宅・建築部門）にも強制法としてかけていこうという「改正省エネ法」の流れがあり、まだ強制法の対象となっていない住宅については、2013年(平成25年)10月からは推奨法としての「建築主判断基準」ができ、さらにそれが2020年(平成32年)には強制法として義務づけられていくことになっています。

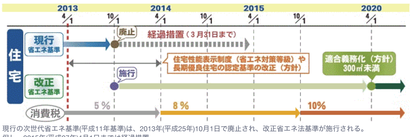

現行の次世代省エネ基準(平成11年基準)は、2013年(平成25年10月1日)で廃止され、改正省エネ法基準が施行される。
但し、2015年(平成27年)4月1日までは経過措置
2020年(平成32年)4月1日には、注文住宅や150戸未満の建売住宅についても、強制法として義務化される。
出典：国土交通省 住宅・建築物に関わる省エネルギー基準の見直しについて(案)

そもそも、少ないエネルギーで気持ちよく過ごせていればいいはず

今年10月に施行される「建築主判断の基準」は、「事業主の判断基準」並になっていくでしょう。暖房時の室温が20度以上、冷房時の室温が27度以下という環境を、外皮性能と高効率な機器との組み合わせで実現することが求められてきます。それが、「努力目標（推奨法）」でなく「義務（強制法）」となっていくとしたら、どうでしょうか？

木の家ネットで調査した上記の６例では、暖房時室温の変動範囲はおよそ「10～20度」。建売住宅に最低の室温求められる20度にまでなるのは、暖房をつけ続けた時間がある程度経った夜に20度に達することもある、という程度です。かといって「寒くていられない」という風に感じているわけではありません。むしろ「このくらいで十分」と思っている例がほとんどです。暖かさや涼しさに対する要求は、家族によって大きく違います。「寒さをガマンしているわけではない。この程度でいい」という人にとっては、「冬に室内が20度以上になっていないと『快適』とはいえないだろう」という基準は、ある意味「過保護」すぎともいえるのではないでしょうか？

温度湿度自体は客観的な数字としてあらわれるものですが、その温熱環境を「どう感じるか」には、個人差があります。暑がりの人、寒がりの人。人によっては15度以上で十分と感じられるが、十分すぎるほどの冷暖房に慣れている人は、多少の暑さ寒さにもガマンできなくなっていることもあるでしょう。寒い時、暑い時に一枚羽織ったり脱いだりする、湯たんぽや打ち水をするなど、気温そのものを調節する以外にできることをマメにしている人には、それほど高い冷暖房設定は不要かもしれません。その人の暮らしぶりやライフスタイルに因る幅も大きいようです。

そもそも、少ないエネルギーで住む人が満足して暮らせていれば、それで住宅の省エネは成功しているといえるはずです。その満足には個人差もあり、気温でなく輻射熱を感じているケース、生活上の工夫で気温は低めでもあたたかく過ごしているケールなど、さまざまです。「個人差やライフスタイルまでは、客観的な基準にはなりえない。だから安全側の基準をつくる」という発想で、快適域をより狭めた想定へと過剰に推し進めていくことが、ことに強制法として義務化されている流れの中で、家づくりの多様性を寡う方向にいかないよう、願いたいものです。

Like 0
ポスト

1 2 3

12期総会では、お互いの夏の調査データを見て意見交換をする場を持った。

関連する記事はこちら

伝統構法をユネスコ無形文化遺産に！

大工・綾部孝司さん(綾部工務店)：原点回帰

このままにずっと残っていてほしいあの家も「既存不適格」？

越海興一 室長(木造住宅振興室)：国交省木造住宅振興室室長に訊く「200年住宅」

大場江美さん(サスティナライフ森の家)、日影良孝さん(日影良孝建築アトリエ)：手のひらに太陽の家

事務局
〒711-0906
岡山県倉敷市児島下の町5丁目7-3
児島舎内
mail：jimukyoku@kino-ie.net
tel：086-486-5464

(C) 職人がつくる木の家ネット /Shokunin ga Tsukuru KINO-IE net. All rights reserved.